

倉吉市公告第9号

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、別添のとおりその要領を公告する。

令和8年5月22日

倉吉市長 広田 一恭



倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、倉吉市が倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務を民間事業者に委託するにあたり、実効性が高いと思われる企画提案を行ったものを、公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務
- (2) 業務内容 別紙「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関する仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (6) 委託上限額 合計 15,605,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
※委託料については、下記の内訳以内の金額で積算すること
 - ①コンテンツ制作に関するもの
11,605,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ②3Dコンテンツを活用したイベントに関するもの
4,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)※見積額が上限額を超過した場合は失格とする
- (7) 担当課

倉吉市経済観光部しごと定住促進課雇用政策・企業支援係

〒682-8633 鳥取県倉吉市場町2丁目253-1

電話 0858-22-8129/FAX 0858-22-8136/メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

3 スケジュール

募集要領の公表	令和8年5月22日(金)
質問の受付締切	令和8年5月28日(木) 正午まで
質問に対する最終回答	令和8年6月1日(月)
企画提案書、見積書提出期限	令和8年6月5日(金) 正午まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月17日(水) 午後
最終審査結果通知	令和8年6月24日(水)
契約締結	令和8年7月上旬

4 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開

始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (4) 国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- (7)(6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

5 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年5月28日(木)正午
- イ 提出書類 質問書(様式1)
- ウ 提出方法 電子メールにて送付すること
タイトルは「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に係る質問書について」とすること

(2) 質問への回答

- ア 回答期限 令和8年6月1日(月)
- イ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月5日(金)正午

(2) 提出書類

- ア 参加表明書(様式2)
- イ 企画提案書正本1部、副本7部(様式は任意)
 - (ア)用紙はA4判(図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可)とし別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成すること。
 - (イ)業務内容やスケジュールについては明確に記載すること。
 - (ウ)仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のもの、審査基準に従って評価に加える。
- ウ 見積書正本1部、副本7部(様式は任意)
 - (ア)次年度以降に発生するランニングコスト等がある場合は、その金額も分かるように記載すること。
 - (イ)本委託料の他、事業者等から費用等を徴収する場合は、その金額も分かるように記載すること。
- エ 「国税納税証明書」及び本社の所在する自治体の「市町村税(都税)証明書」(写し可)令和8年3月1日以降に取得したものを添付すること。
- オ 法人登記簿本
提出日前3か月以内のものを添付すること(写し不可)。

カ 会社概要書(様式3)

キ 類似業務実績書(様式4)

(ア)過去5年間(令和3年度~令和7年度)に、履行した主な類似・関連業務実績がある場合は2件まで記載すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと(電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は、認めない。)

7 審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

なお、提案者が多数の場合は提出書類により1次審査を行う場合があるものとする。1次審査の結果は、個別に通知する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、プレゼンテーションソフトの使用を認める。

なお、6により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案、追加は認めない。

ア 実施日

令和8年6月17日(水)午後

会場等の詳細については、提案者に電子メールにて通知する。

イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは倉吉市が準備するが、インターネット環境はないもの。

ウ 参加者

プレゼンテーションへの参加は1社当たり2名までとする。

エ 時間配分

プレゼンテーション 20分間、質疑応答 10分間とする。

オ 第一優先交渉事業者等の選定について

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務受託選定委員会において、別紙に示す「評価基準」に基づき評価し、評価点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。最終選考結果は、電子メールにより全ての提案者に通知する。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合は、次の順で選定する。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用。

(イ)(ア)で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用。

8 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

(1) 提出された書類は、返却しない。

- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「 応募辞退届(様式5)」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例(平成 13 年倉吉市条例第 24 号) の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第 10 条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とする。
 - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 7 の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- (9) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (10) 倉吉市財務規則(平成 12 年倉吉市規則第 30 号) 第 84 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関する仕様書

1 業務名

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務

2 業務の背景(本市の課題)

市内の若者が地元企業の職場像(職種・現場・働き方・成長機会)を具体的に把握しにくく、企業理解不足から「見学→体験→応募」に至る導線が弱い現状がある。

令和4年度から企業パンフレットを電子書籍で制作し市内の高校、短大、その他県外大学等に配布周知している他、インターンシップ支援等を実施しているが、企業の現場のリアルな様子を伝えるには至っていない。高校生を対象とした企業説明会も開催しているが、その後の個別の職場見学には繋がっていない現状がある。

また高校等が年に1回クラス単位で行っている工場見学では、大人数を受け入れられる地元企業は限られ、固定化してしまっている他、小規模な現場や危険な現場は受け入れが難しいなどの課題もある。

結果として、若者が地元企業を就職先として具体的に比較検討しにくく、地元就職の選択が起りにくい構造となっている。

また近年本市への移住者が増加しており、中でも「就職」をきっかけに移住する方が多くなっているが、移住定住相談会等において企業の魅力を映像等を交えて発信することにより、さらなる移住者の増加が期待される。

3 業務の目的

デジタルの力を活用して前述した本市の課題解決に資する事業を実施することを目的とする。

具体的には、地元高校生や移住者をメインターゲットとして、VR等により企業の現場・職種・働き方を可視化し、高校・短大等と連携しコンテンツの中で実際の見学・職場体験へ繋がる導線を確保するとともに、制作したコンテンツを学校・就職支援の場・移住定住相談会において出来るだけ広くかつ多くのターゲットに利用してもらうことで、若者や移住者の地元定着の促進を目指す。

4 契約期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

5 業務内容

業務内容は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式によるプレゼンテーションで、受託者が独自に企画提案した内容を事業費の範囲内で本業務の委託に反

映するものとする。

(1) コンテンツ制作に関するもの

① 3D 企業紹介コンテンツの制作

- 市内企業 10 社の社内や工場内等を 360 度撮影し、3D 空間をデジタル化し実際の空間を歩いているかのようなウォークスルー体験ができる企業紹介コンテンツ（以下、「3D コンテンツ」という）を制作する。
- 3D コンテンツ内ではポイントを設定し、テキストや静止画像、動画等を通して視聴者により多くの情報を共有し、企業の PR ができるものとする。なお、3D コンテンツ及び静止画像、動画等については撮影機材等を明示すること。
- 3D コンテンツ内で実際の職場見学を申し込める仕組みを取り入れること。
- 3D コンテンツを制作する市内企業 10 社は別途市が募集を行い、本業務受託者と相談の上決定するため、市内企業の選定方法や選定基準を記載すること。
- 市内企業の取材スケジュールや取材に当たっての注意事項等を予め明示すること。
- 可能な範囲で地元高校生等が 3D コンテンツの取材や制作に関わることで、最先端のデジタル分野に触れる実践的な学びの場の提供を目指すこと。
- 制作する 3D コンテンツは、頭に取り付けるウェアラブル端末に対応したものとし、没入感が高く企業見学が疑似体験できるようなものとする。
- 使用する 3D 空間撮影・配信ツールについては指定しないものとし、事業目的の達成に資する最適なものを提案すること。

② ウェアラブル端末の導入

- 上記①で制作した 3D コンテンツが視聴可能なウェアラブル端末を 5 台納品するものとする。
- 納品するウェアラブル端末のメーカー・機種等については指定しないものとし、事業目的の達成に資する最適なものを企画提案すること。

③ ランディングページの制作

- 上記①で制作した 3D コンテンツを集約したランディングページを制作し、その活用方法やデザイン等の方向性について明示すること。

(2) 3D コンテンツを活用したイベントに関するもの

① 3D コンテンツによる企業紹介イベントの開催

- (1)①で 3D コンテンツを制作した地元企業と連携した体験イベントを 1 回以上開催するもの。
- 地元の高校生や短大生、県内外の大学生等を対象とし、3D コンテンツをとおして市内企業の魅力を伝えることで地元就職を考えるきっかけとなるイベントとする。
- 提案に当たっては、日程や会場、参加者の募集方法を明示すること。

② 3D コンテンツ制作体験イベントの開催

- 主に小学生から中学生をターゲットとして、簡易的な 3D コンテンツの制作を体験

できるイベントを1回以上開催するもの。

- 現役のクリエイターから直接指導等を受けることで、最先端のデジタル技術に触れる機会を創出する。
- 提案に当たっては、日程や会場、参加者の募集方法等を明示すること。

(3) 打ち合わせ協議

- 業務着手時、最低月1回程度の定例ミーティングを実施することで事業の進捗を適宜報告すること。

6 成果品

①業務内容をまとめた実績報告書

②上記の電子データ、制作した3Dコンテンツのデータ一式

③3Dコンテンツが視聴可能なウェアラブル端末5台

※電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ（Word, Excel等）で作成したものとする。

※成果品に対して著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は成果品の引き渡しと同時に委託者に移転し、及び著作者人格権を行使しないものとする。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(様式1)

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ作成業務
質問書

令和8年5月 日

会社名		
担当者 連絡先	所属部署	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX	
	Eメール	

質問項目(注)	
質問の内容	

注: 質問の対象となる書類(応募要領・標準要求書など)、ページ、項目などについて記入してください。

(様式2)

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務
プロポーザル参加表明書

令和8年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

所在地

商号又は名称

代表者名

担当者名

電話番号

下記業務に係るプロポーザルに参加を申し込みます。

また、本件に係る実施要領に定める参加資格要件を満たしており、本参加表明書等の記載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

業務名称 倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務

(様式3)

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ作成業務
会社概要書

① 名 称			
② 代表者職名・氏名			
③ 本社所在地			
④ 設立年月日			
⑤ 資本金			
⑥ 事業経歴・沿革			
⑦ 職員(従業員)数	※令和8年4月1日時点 正職員(従業員): 人 パート等: 人		
⑧ 直近の3カ年の 売上高等		令和 年度	令和 年度
	売上総利益		
	営業利益		
経常利益			
⑨ その他特記事項			

(様式4)

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ作成業務
類似業務実績書

法人名	
-----	--

1 類似業務の有無 (いずれかに✓を入れること)

過去5年間(令和3年度～令和7年度)に履行した類似・関連業務実績が

ある

ない

2 主な類似・関連業務の実績

過去5年間(令和3年度～令和7年度)に、履行した主な類似・関連業務実績がある場合は2件まで記載すること。

契約期間		
業務名		
契約相手方		
契約金額	千円	
主な業務内容		
業務実績		

契約期間		
業務名		
契約相手方		
契約金額	千円	
主な業務内容		
業務実績		

(様式5)

辞 退 書

令和8年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ作成業務に係るプロポーザルの参加を都合により 辞退します。

(理由)

倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務 評価基準書

1. 目的

本基準は、倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および本件に応募した事業者(以下、「応募事業者」という。)の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

2. 選定機関

提案書の評価および第一優先交渉事業者の選定は、倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務受託選定委員会が行う。

3. 評価方法

(1) 審査条件

応募事業者が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- 費用見積金額が「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- 「実施要領」及び「倉吉市デジタルしごと体験コンテンツ制作業務に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

(2) 一次審査

応募事業者が4者以上の場合は、企画提案書の内容について下記のとおり書類審査し採点する。

- 一次審査は「企画提案書」「提案価格」の2項目により評価を行う。
- 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位3者をプレゼンテーション審査対象とする。
- なお、応募事業者が3者以内の場合は一次審査を行わない。

(3) プレゼンテーション審査

応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。

(4) 第一優先交渉事業者の選出

プレゼンテーション審査における点数をもって最終的な評価点とし、応募事業者の順位付けを行い、点数が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を、次点事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上ある場合は、次の順で選定する。

- ①1位の点数をつけた委員が多い提案を採用。
- ②上記①で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用。

4. 評価基準表

1. 一次審査による審査項目		
1	企画提案書により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況 ・ 業務実績 ・ 業務執行能力 ・ 3Dコンテンツの制作 ・ ウェアラブル端末の導入 ・ ランディングページの制作 ・ 3Dコンテンツによる企業紹介イベントの開催 ・ 3Dコンテンツ制作体験イベントの開催 ・ 打ち合わせ協議 ・ 独自提案(あれば) 	370点
2	提案価格により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当性 ・ 費用対効果 	30点
2. プレゼンテーション審査による審査項目		
1	企画提案書に基づくプレゼンテーションにより以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況 ・ 業務実績 ・ 業務執行能力 ・ 3Dコンテンツの制作 ・ ウェアラブル端末の導入 ・ ランディングページの制作 ・ 3Dコンテンツによる企業紹介イベントの開催 ・ 3Dコンテンツ制作体験イベントの開催 ・ 打ち合わせ協議 ・ 独自提案(あれば) 	370点
2	提案価格により以下の項目について採点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当性 ・ 費用対効果 	30点

上記の評価基準表におけるプレゼンテーション審査での点数により第一優先交渉事業者を決定する。

以上